

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 T 1 1 T T B 1
【提出日】 令和 3年 1月27日
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】

都市交通

【標準文字】
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第39類】

【指定商品（指定役務）】 タクシーによる輸送，タクシーによる輸送の手配，タクシー輸送の管理，タクシーの予約の代行，タクシーによる旅行者の案内及びこれに関する情報の提供，ハイヤーによる輸送，ハイヤーによる輸送の手配，ハイヤー輸送の管理，ハイヤーの予約の代行，ハイヤーによる旅行者の案内及びこれに関する情報の提供，観光バスによる輸送，観光バスによる輸送の手配，観光バスによる輸送の管理，観光バスの予約の代行，観光バスによる旅行者の案内及びこれに関する情報の提供，路線バスによる輸送，路線バスによる輸送の手配，路線バスによる輸送の管理，路線バスの予約の代行，路線バスによる旅行者の案内及びこれに関する情報の提供，観光バスツアー及びその他の観光小旅行の手配，観光バスツアーの運営及び予約，バスの貸与

【商標登録出願人】

【住所又は居所】 千葉県印西市瀬戸1733番地の10

【氏名又は名称】 株式会社都市交通

【代表者】 豊泉 達樹

【代理人】

【識別番号】 100182198

【弁理士】

【氏名又は名称】 藤田 貴男

【電話番号】 0357863400

【手数料の表示】

【指定立替納付】

【納付金額】 12000